

令和4年度 第3回猪名川町農会長会次第

1 協議事項

(1) 猪名川町農業環境課関係

- ① 令和5年産の水田における水稻等作付面積の調査について・・・P1
- ② 令和4年度経営所得安定対策について・・・P4
- ③ (国) 肥料価格高騰対策事業について・・・P6
- ④ (県) 兵庫県施設園芸LPガス価格高騰対策一時支援金について・・・P7
- ⑤ 農作業安全チラシについて・・・P8
- ⑥ 有害鳥獣・森林里山関連について・・・P9

(2) 阪神農業改良普及センター関係・・・P13

(3) 農業共済関係・・・別冊

(4) 兵庫六甲農業協同組合関係・・・別冊

1. 令和5年産の水田における水稲等作付面積調査

事務連絡

令和4年11月吉日

農会長各位

猪名川町地域農業再生協議会事務局

令和5年産の水田における水稲等作付面積の調査について（依頼）

晩秋の候、各位におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、町農業施策に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これまで主食用水稲については、国の施策のもと、生産数量目標を定め、一定の制限を行い計画的な作付けが実施されてきたところです。

しかし、平成30年産の作付から生産数量目標の配分がなくなるとともに、米の直接支払交付金（7,500円/10a）の交付が廃止されました。生産数量目標が廃止されることで、数量に縛られることなく米の生産を行うことができることとなりますが、米の過剰作付けは米価下落を招く恐れがあること、また、野菜などへの高収益作物への転換が進められていることなどを鑑み、動向把握として、今年度も水稲作付面積の調査を実施させていただきます。

農会長におかれましては、大変お手数をお掛けいたしますが、趣旨をご理解の上ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 調査内容 令和5年産 水稲・そば等の農業者別の作付面積
2. 提出期日 令和4年12月5日（月）【FAX可】
3. 提出先 猪名川町農業環境課
4. その他 必ず各農家（農業者）から来年度に作付する面積の聞き取りを行い、その結果を調査票に記入してください。

<問い合わせ先>

猪名川町地域農業再生協議会事務局

（猪名川町地域振興部農業環境課内 担当：橋岡、田中）

TEL：072-766-8709

FAX：072-766-7725

令和5年産米の作付計画面積調査への協力をお願い

令和5年産米 作付予定面積について

★生産数量目標は平成30年産から廃止され、
農業者自らが、需要に応じた生産に取り組むことが必要です！



★需要に応じた米生産をするために・・・

兵庫県農業活性化協議会から「生産目安」が提供されます（12月ごろ）。これは、全国の米の需要見通しと県産米の需要を踏まえて算定し、翌年産米の作付面積や生産数量を示すものとなります。

このような指標などを参考にしながら、売り先・行き先を見据えた作付計画をお願いします。

★水田活用の直接支払交付金による支援もご活用ください！

麦・大豆などの戦略作物や地域で設定している産地交付金（そば・野菜等）への助成措置もありますので、作付計画の参考としてください。

【（町）産地交付金 令和4年度（予定）】要件：販売農家であること。

助成項目	交付金額	助成項目	交付金額
そば品質確保加算 (そば)	15,000円/10a	学校給食加算(二毛作) (トウモロコシ)	5,000円/10a
推奨作物助成(基幹) (黒枝豆・トウモロコシ・ 自然薯・アスパラガス)	15,000円/10a	基本助成 (野菜・果樹・花き 等)	6,300円/10a
推奨作物助成(二毛作) (黒枝豆(早生)・トウモロ コシ)	10,000円/10a	担い手支援加算 (野菜・果樹・花き 等)	8,000円
学校給食加算(基幹) 12品目	12,000円/10a		

※単価については、追加配分額により変更になる可能性があります。

米の作付制限はなくなり、自由に作付可能となりますが、国内の米の需要量が減少している中、需要に応じた作付が重要となります！
作付希望調査にご協力をお願いします。



提出期限: 令和4年12月5日(月)

記入例

猪名川町地域農業再生

新規需要米、米粉用米や
飼料用米等にするものを記入。

等の農業者別の作付面積調査表

集落名: ●●

農家番号	氏名	水田面積 (a)	令和5年産 作付計画面積					〈参考〉令和4年産作付結果			
			主食用米 (a)	新規需要米 (a)	加工米 (a)	そば (a)	その他作物 (販売目的) (a)	その他作物 (自家消費・保全等) (a)	主食用水稲 (実績) (a)	その他水稲 (実績) (a)	そば (実績) (a)
1	猪名川 太郎	40.0	15.0	5.3	4.6	8.0	1.0	6.1	25.9	0.0	8.0
2	猪名川 次郎	20.0	12.0	0.0	0.0	6.6	0.0	1.4	12.0	0.0	4.0
3	猪名川 吾郎	25.0	9.4	0.0	5.6	0.0	3.5	6.5	13.5	5.6	5.0
33	川辺 一郎	30.0	7.4	0.0	0.0	0.0	15.0	7.6	11.6	0.0	0.0
34	川辺 二郎	30.0	7.4	0.0	0.0	0.0	15.0	7.6	11.6	0.0	0.0
35	川辺 三郎	50.0	15.5	0.0	0.0	13.5	8.7	12.3	23.5	0.0	10.0
	合計	1300.5	460.5	5.3	10.2	100.7	350.4	373.4	480.7	20.8	90.4

水田面積と作付計画面積の合計は一致させてください。
水田面積は令和4年度実績となっています。
利用集積等で面積が変更している場合、必ず訂正してください。

農会長の皆さまへ 【お願い】

農家毎の作付面積は、前回報告分を転記するのではなく、必ず各農家(農業者)から来年度に作付けする面積の聞き取りを行い、その結果を調査票に記入してください。

また、そばの種子の確保も本調査をもって調整をしますので、来年度の作付を計画し、報告してください。

※水田面積とは令和4年産において農業者が権限を有している水田の面積です。
※令和5年産において農地の貸借等を予定されている方は、それらの農地を含めた作付計画を記入してください。

太枠内に翌年度に作付けされる作物の面積を記入して下さい。
作物は、「水稲」「そば」「その他作物(販売目的)」「その他作物(自家消費・保全)」で分類して下さい。

- その他(販売目的)には、出荷される野菜等を作付けされる農地面積について記載してください。
- その他作物(自家消費・保全等)には、自己保全管理や調整水田を含む農地を示します。自家野菜の作付面積もここに含めて下さい。作付面積の合計が、左欄の「水田面積」となるようにして下さい。

2. 令和4年度経営所得安定対策について

①経営所得安定対策等交付金申請状況（令和4年7月末確定値）

- ・ 水田活用の直接支払交付金 209件（R3年：217件）
- ・ 畑作物の直接支払交付金 1件（R3年：1件）

②水田活用の直接支払交付金における出荷・販売の確認について

出荷・販売の確認書類については、農家は5年間の保管が必要です。本町では、交付要件の確認を行うために下記書類の提出を求めており、町で一括して証拠書類として保管しております。

出荷・販売を確認する書類については、販売先により異なりますので、別表を参考に、ご準備いただきますよう農会内での周知をお願いいたします。

なお、出荷確認書類の提出依頼については、申請農業者へ直接、別途通知させていただきます（10月28日発送済み）。

集落内の水田活用の直接支払交付金申請者の方へ周知ください。

- 水田活用の直接支払交付金を受けるためには出荷確認書類の提出が必要です《別表参考》。
※道の駅以外へ出荷・販売されている場合、早めに書類の準備をしてください。
- 確認書類の提出依頼文は10月28日付で送付しています。11月30日（水）までに役場農業環境課へご提出ください。
- 販売記録や生産日誌等の任意様式については、町ホームページに掲載しております。
希望される場合は、町ホームページよりダウンロードをしていただくか、役場農業環境課（☎766—8709）までご連絡ください。

<町ホームページQRコード>



左記のQRコードより、ダウンロード可能です。

③交付金支払予定日について

- ・ 水田活用の直接支払交付金 2月～3月支払い予定（県域設定を含む）
- ・ 畑作物の直接支払交付金 3月～4月支払い予定

別表 水田活用の直接支払交付金の交付に必要な出荷記録及び生産記録の書類について

出荷先	出荷記録	生産日誌
道の駅いながわ	提出不要 ※ご家族の名前で出荷している等の理由で、交付金申請農業者名と道の駅の出荷者名が一致しない場合、道の駅への出荷を確認できませんので、交付金申請農業者名での出荷をお願いします。	果樹新植3年以内に該当する方は提出必要。
量販店・市場等 (阪急オアシス・イオン等)	出荷・販売が確認できる書類 (販売伝票、出荷販売契約書の写し等)	
無人販売所	①販売を確認できるもの(陳列の様子の写真など)	
	②販売記録(売上整理の帳簿の写しなど)【任意様式】	
知人・友人 (金銭の授受を伴う)	①出荷販売契約書【任意様式】	
	②販売記録(数量等記録)【任意様式】	

※販売記録、出荷販売契約書等の任意様式については、町ホームページにも掲載しております。
必要な方は町ホームページよりダウンロードしていただくか、町役場農業環境課までご連絡ください。

<町ホームページQRコード>



左記のQRコードより、ダウンロード可能です。

※加工品の販売者は、別途「自家加工販売(直売所等での販売)実績報告書(参考様式3)の提出が必要です。
該当される方は、町役場農業環境課までご連絡ください。

肥料価格高騰対策について

国により、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援する事業が実施される予定です！



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料（本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料）が対象。

支援額

前年度から増加した肥料費の **7割以内**

※国が決定した算出方法により交付金が支払われます。

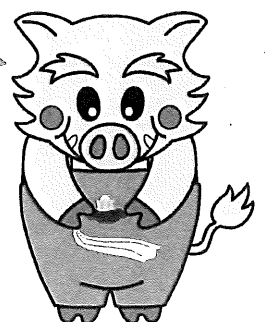
申請に必要なもの

- ①注文票（ある場合）
- ②請求書（ある場合）
- ③領収書（必須）

※令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料が対象です。
別途、申請書等が必要となります。

詳細はまだ示されておられません。

詳細が決まり次第、改めてご案内させていただきますが、申請には肥料を購入したことが分かる資料（領収書等）が必要となりますので、領収書等を捨てずに保管いただきますようお願いいたします。



兵庫県 施設園芸LPガス価格高騰対策 一時支援金

LPガス価格の高騰により影響を受けている施設園芸農業者の農業経営への影響緩和と事業継続を支援するため、一時支援金を交付します。

対象者

①②③のすべてを満たす農業者が対象です。

- ① 県内で、野菜、花き又は果樹の施設園芸を営む販売農家であること
- ② 現在も施設園芸を継続していること（廃業していないこと）
- ③ 農業経営収入保険や園芸施設共済等のいずれかに加入していること

交付額

施設園芸において、加温用や炭酸ガス発生用に購入したLPガスが対象です。交付額は、「①対象期間に購入したLPガスの数量×②支援単価」で算定します。

- ① 対象期間：令和3年10月1日から令和4年9月30日
- ② 支援単価：「35.2円/m³」（kg単位で購入の場合は「17.6円/kg」）

※予算に限りがあるため、申請多数の場合、満額が交付されない場合があります。

申請期間

令和4年10月31日～令和4年11月30日【必着】

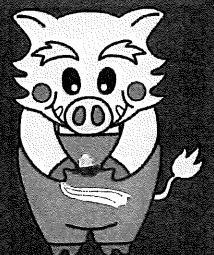
申請方法

兵庫県ホームページから申請書類等をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類と併せて、郵送により申請してください。

詳しい手続きの方法や、その他の注意事項はホームページに掲載の募集要項で確認いただけます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk12/r4gas.html>

当該事業は町を経由しない事業となります。希望者は、兵庫県ホームページを確認の上、直接、兵庫県へ申請してください。



<問い合わせ先> 兵庫県燃油価格高騰緊急対策協議会

(兵庫県農林水産部農産園芸課)

P7



078-362-4013

今からすぐにやってみよう！

今すぐできる

～農作業事故の対面調査から得られた事故防止対策～

ヘルメットをかぶろう！

転倒等により頭部に外傷を負う事例がありましたが、ヘルメットを着用していれば大ケガにならなかったと考えられる事例がありました。

工事現場ではヘルメットの着用は当たり前になっていますが、農作業においてもヘルメットをかぶりましょう。

携帯電話を持ち歩こう！

1人作業中の事故で、携帯電話を持っていたために救命につながった事例が多数ありました。

例え自宅近くでの作業でも（敷地内の納屋でも）、万が一の事故に備えて、家を出るときは携帯電話を必ず持ち歩くようにしましょう。

危険な場所にはポール等の目印を！

コンバインが路肩を踏み外して転落し、運転者が死亡する事例がありましたが、路肩の草で農道と路肩の境が分かりにくかったことが原因の1つでした。

路肩が明確になるように農道脇の草刈りを行うのは勿論のこと、ポールを立てるなど、危険箇所の「見える化」を進めましょう。

ここには、事例に応じた対策を記載していますが、実際には、使用する機械や道具の状態、ほ場や農道の状況によって、現場に応じた様々な対応策が考えられます。地域における農作業事故根絶に向けて、どのような取組がもっとも効果的か、地域の皆様で継続して検討していきましょう。

今日もニコニコ

無事カエル！



農林水産省

この他にも農作業安全情報をHPに掲載！

農水省 農作業安全

検索

〈令和5年度 有害鳥獣対策にかかる国庫補助事業 の希望について〉

事業メニュー

- ・電気柵 設置補助金
- ・メッシュ柵 設置補助金

注 意 事 項

- ① 国の補助金を活用するため、現時点で来年度に予算がどれだけ措置されるのか不明です。事業を実施できない可能性もあります。
- ② 電気柵やメッシュ柵の資材購入・設置について、国の交付決定が令和5年秋頃になるため、その後、町が資材を購入し、その資材を農会に提供、各農会で設置していただく流れとなります。
- ③ 電気柵およびメッシュ柵に係る費用の約80%は国の補助金が適用されます。残りの約20%は農会（設置ほ場の所有者）に負担していただきます。町単独の補助金は、個人設置でも対象となりますが補助率は1/2です。
- ④ 国の補助金を活用する要件として、電気柵1囲いあたり3戸以上の受益者の農地を囲むこと、費用対効果（被害作物、被害率、面積など）の算出を行うことなど、各種条件を満たすことが必要となります。
- ⑤ 耐用年数（8年）が経過するまでは、管理協定のもと適正管理をしていただきます。
- ⑥ 上記の助成の活用を希望される農会は、まずは農業環境課・有害鳥獣担当までご相談ください。詳細を説明させていただきます。
その後、農会内で調整をいただき、第4回の農会長会（1月開催）までに設置箇所、延長等をご報告ください。

【お問い合わせ先】

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1
猪名川町役場農業環境課 有害鳥獣担当
TEL : 072-766-8709
FAX : 072-766-7725

箱わな購入助成事業について

現在、町より貸出している「箱わな」は、有害鳥獣対策を目的に国庫補助金で購入しているため、狩猟期間中（11月15日～翌年3月14日）の使用は出来ません。

「毎年の組み立て、返却に手間がかかる」、「狩猟期間中もイノシシやシカを捕獲したい」とお考えの農会は、当事業の利用をご検討ください。

【対象者】

町内の各地区農会（農会長名で申請いただきます）

【補助対象経費と補助金額】

- ・シカ・イノシシ用の箱わな購入に要する経費
- ・購入費用の1/2（最大5万円）

【申請手続き】

購入前に補助金交付申請書を提出し、町の交付決定を受けてから購入となります。

※ 見積書やカタログなどの添付書類が必要です

【備考】

町から貸出している箱わなには貸出期間がありますが、農会で購入すれば、猟期中も含めて1年を通じて捕獲が可能となります。

※ ただし、箱わなの運用は狩猟免許所持者に限ります。

詳しくは農業環境課までご相談ください

【連絡先】

猪名川町地域振興部農業環境課 有害鳥獣当
〒666-0292 猪名川町上野字北畑11-1
TEL：072-766-8709
FAX：072-766-7725

まき

薪 および しいたけ原木の買取（おしらせ）

からだと自然に優しい薪による暖房が見直され、薪の需要が高まるなか、猪名川町森林組合では 薪原木を買い取り、薪の製造販売を行っています。

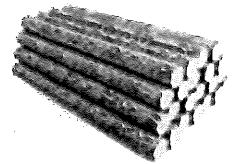
また、しいたけ原木についても下記のとおり、一定条件を満たす搬入について買取を行っています。

【薪(まき)】

① 買取対象となる樹種

- ・買取る原木は、猪名川町内産ナラ・クヌギです。
なお、町外産の原木やその他広葉樹、針葉樹は買い取りません。
- ・買取りを希望する場合は、町クリーンセンター(槻並)内の森林組合の作業所まで原木を搬入してください。

樹種	ナラ・クヌギ	規格(長さ)
原木価格	4円～7円/kg	2m以内
玉切価格	9円/kg	36cmに玉切



② 買取期間

通年(おおむね、12月～3月までの間が望ましい。)

③ 搬入日

平日(土日、祝日、年末年始を除く)の午前9時～午後4時の間
持込をされる際は、事前に森林組合まで持込日の連絡をしてください。

【しいたけ原木】

① 買い取り及び補助の対象

- ・しいたけ原木(直径7.5cm～15cm)を伐採し、森林組合へ持ち込み可能な山林所有者 など。(200本以上で400本以下の原木が補助対象となります。それ以外の本数は補助対象外です)
- ・伐採した原木を直接販売される方も対象とさせていただきます。

② 申請書類

- ・森林組合にて①森林の伐採届出書、②しいたけ原木伐採奨励事業申出書を、森林組合にて入手のうえ手続きを行なってください。
- ・なお、事業完了後に、切った原木の数が確認できる写真、伐採場所の地図及び写真の提出が必要となります。

③ 買取価格

- ・290円/本(上限)

④ 申込書提出先

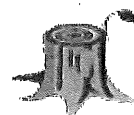
猪名川町森林組合事務所

電話:072-766-3026 fax:072-766-7725

不在時は、仲井(携帯):090-4901-6581まで

ペレット用の木材を7円/kgで買い取ります

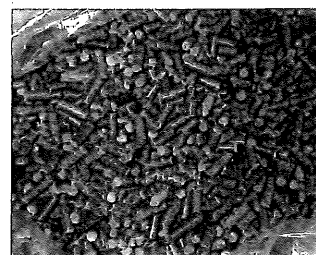
平成29年度から木質ペレット燃料を製造しています。



●木質ペレットとは??

木質ペレットとは樹木を原料とし、ペレットストーブやペレットボイラーの燃料として使われるものです。すでに本庁舎等のペレットストーブやペレットボイラーで、町内産の広葉樹等（ナラ・クヌギ等）を原料としたペレット燃料を使用しています。

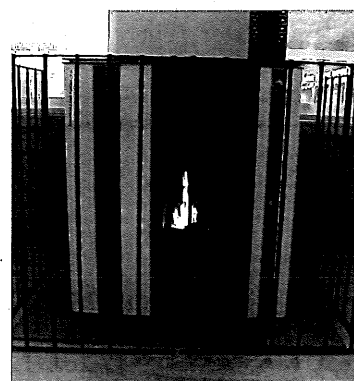
ペレット



●ペレットストーブとは?

本庁舎や生涯学習センター、ゆうあいセンターなどに設置されているストーブで、化石燃料を使わない、地球に優しい燃料を使っています。燃料は自動で供給されることから、10kg（1袋）のペレットを入れておけば、10時間くらい燃えています。

ペレットストーブ



薪ストーブといっしょで、炎を見ながら暖をとることができることから、町内でも少しずつ普及してきています。

●いつ・どこに持って行けばいいの??

町クリーンセンター内の森林組合作業所で受け入れており、持ち込まれた木材は森林組合が買い取り・製造を行います。受け入れは通年ですが、持ち込む前に森林組合（TEL:766-3026）に連絡し、不在時は仲井（携帯：090-4901-6581）までご連絡下さい。その際に持ち込み日を調整してください。

●買取価格・規格は?

上限が7円/kgで森林組合が買い取ります。木材の重量は、町クリーンセンター入口の計量器で量ります。

原則として、口径15~20cm、長さ最大2mまでのナラ・クヌギ・杉・桧・その他雑木とします。その他雑木の種類については、森林組合までお問い合わせください。

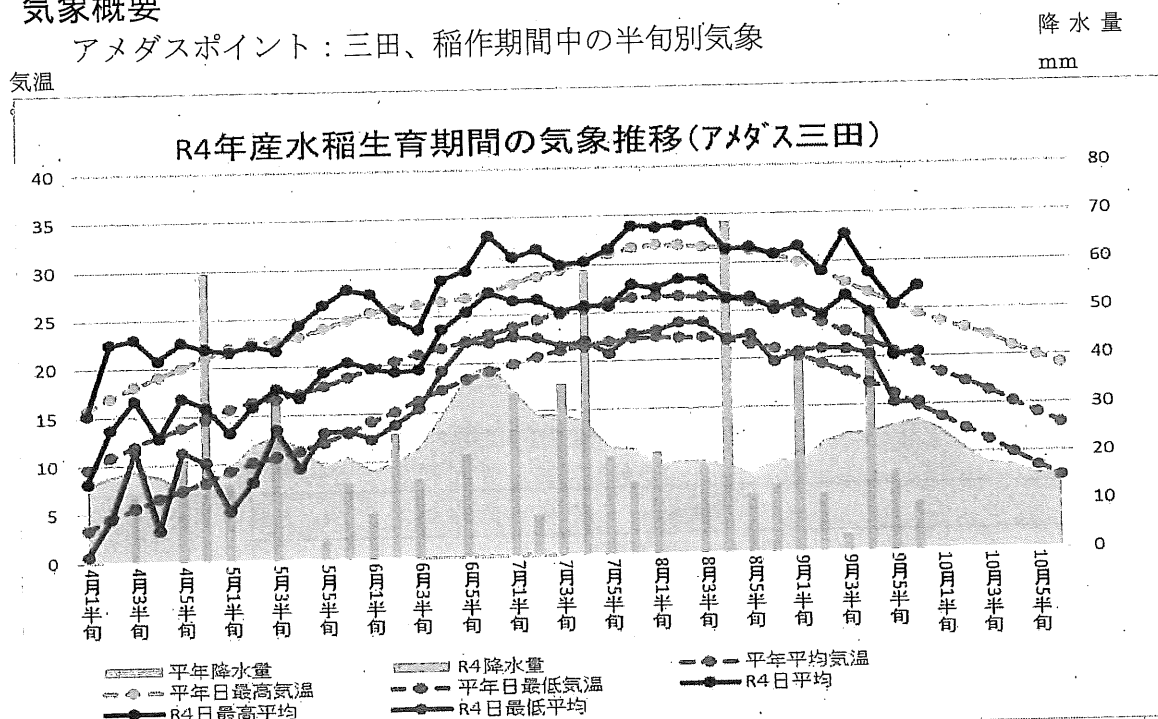
【問合せ先】

猪名川町森林組合 TEL:072-766-3026

令和4年度水稲生育状況と今後の注意点

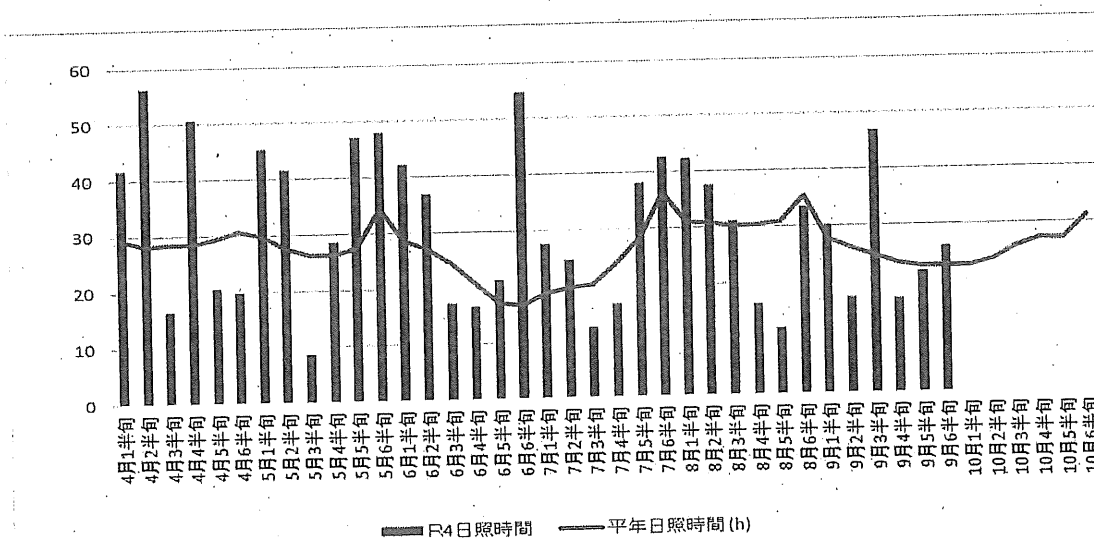
1 気象概要

アメダスポイント：三田、稲作期間中の半旬別気象



日照時間（半旬：5日間積算）

1). 気象データ



- 4月の気温は高めに推移し、4月4半旬、5月上旬に一時低かった。5月は中旬以降やや高く推移した。6月2～3半旬（5～15日）気温は低かったが、6月後半～7月前半は平年より高くなった。7月中下旬は平年並みでした。8月前半まで気温がやや高く、後半は平年並みとなった。9月は平年並みで、9月4半旬下旬～10月にかけて、気温が高い状態が続いている。
- 降水量は、平年並み。局所的な集中豪雨が多く、地域による降水量のバラツキがある。
- 日照量は、4月下旬、5月中旬、6月中旬、7月中旬、8月4・5半旬で極端に少い。
- 梅雨入りは6月14日で、平年より8日遅く（昨年より2日遅い）、梅雨明けは7月23日で、平年より4日遅い（昨年より6日遅い）。
- 台風11号、14号による風雨により、コシヒカリで倒伏があった。
- 9月下旬から気候は安定し、気温は高くなった。

2 生育状況

1) 農林水産技術総合センター（加西市）における気象感応調査結果より

		キヌヒカリ(6/15植、18株/m ²)						ヒノヒカリ(6/15植、18株/m ²)							
		移植時	6/25	7/5	7/15	7/25	8/5	移植時	6/25	7/5	7/15	7/25	8/5	8/15	8/25
草丈 (cm)	R4年	13.7	33	53	74	83	88	12.5	25	28	51	74	84	89	101
	平年	18.5	32	51	72	84	93	17.6	20	30	45	61	76	83	92
	比	74	103	104	103	99	95	71	125	93	113	121	111	107	110
茎数 (本/m ²)	R4年		286	447	404	375	349		118	311	469	460	407	386	380
	平年		235	358	378	364	367		75	181	383	476	442	414	414
	比		122	125	107	103	95		157	172	122	97	92	93	92
葉数 (枚)	R4年	3.6	8.1	9.8	11.1	12.5	13.4	3.6	6.5	8.9	11.4	12.8	14.3	15.5	16.7
	平年	3.2	7.6	9.7	11.3	12.6	13.7	3.5	5.1	7.7	10.1	12.2	13.8	15.1	16.3
	比	0.4	0.5	0.1	-0.2	-0.1	-0.3	0.1	1.4	1.2	1.3	0.6	0.5	0.4	0.4

定点で、毎年同時期に移植している農林水産技術総合センターの生育調査では、キヌヒカリの田植後は茎数が多い傾向だったが、最終的に平年よりやや少なくなった。草丈はほぼ平年並み。梅雨入り後の低日照で葉数が平年より0.3枚少ないため、草丈も低い。茎数は平年並みだった。ヒノヒカリの茎数も大変多めに推移したが、7月下旬の減数分裂期に急激に減少した。草丈は高い状態で推移した。

2) 猪名川町の状況

- ① 4月4半旬、5月上旬の低温で、一部で苗の伸びが悪かった。
- ② 5月上旬に田植したほ場は定温により活着が遅れた。5月後半から田植えをすませたイネの生育は順調であった。
- ③ 6月上旬の田植後、少し気温は低かったが、順調に生育し、過繁茂ぎみになった。
- ④ 7月中旬は雨が続き、低日照により、分けつは少なくなった。
- ⑤ 出穂は平年並み。8月は定期的な局所豪雨があり、普通期で一部の地域では、風ずれや高温障害、イネカメムシの被害とされる不稔もみが多発し、減収したところもある。
- ⑥ 9月6日台風11号、19日の台風14号でコシヒカリが倒伏した。
- ⑦ 9月中旬以降は平年並みからやや高い気温で推移した。収穫期は平年並みとなった。

3 病害虫の発生状況

- ① いもち病：7月までの調査では、上旬は特に被害はなく、下旬に川沿い、山間部で葉いもち病の発生が始まった。穂いもち病への移行も見られた。
- ② 紋枯病：7月下旬から抵抗性の低い品種、連年発生のあるほ場で見られた。一部倒伏もあった。
- ③ 籾枯細菌病、内穎褐変病：8月の局所豪雨により出穂期の稲に風ずれにより被害が多くなり、不稔の穂もあった。
- ④ ウンカ類：今年は病害虫発生予察でもツマグロヨコバイ、セジロウンカ、トビイロウンカ等の捕捉数は稲作期間を通じて少なかった。
- ⑤ カメムシ類：稲を加害するカメムシ類の発生は多かった。

4 その他（不稔穂、籾の状況）

兵庫県では近年、地域によりバラツキがあるが不稔になり、穂が青立ちしているほ場が見受けられる。この現象として考えられるものは、下記の要因が複合的に影響しているものと思われる。

- ①強風による被害：台風等の襲来により、出穂したばかりの軟らかい籾が風によりもまれて傷がつく→2次的に雑菌（籾枯細菌病、内穎褐変病など）が入り、籾の枯死等による不稔。対策は、強風後に殺菌剤散布する。
- ②高温障害による不稔：開花時に35度以上の高温では花粉が不稔となりやすい。対策は、出穂時の湛水や通水で葉からの水分蒸散を活発にする。品種・田植時期を変更し、高温に強い品種や高温時の出穂を避ける。
- ③いもち病による被害：葉いもち病の発生した葉から穂首、枝梗、籾部へ被害拡大する。穂首いもちになると、白穂となる。対策は、育苗箱での薬剤散布による防除と窒素肥料の過剰な施肥をしない。

- ④イネカメムシによる吸汁害：近年、全国的にこの虫の被害が報告されている。防除適期が今までのカメムシ対策よりも早い時期になるので被害が多くなっている。

【生態】体長12mm程度やや長めの盾のような形をしている。年1～2回発生する。夜行性のため昼間は株基に潜り込み、夕方から夜間に穂へ移動し加害する。秋から春にかけて、畦畔や里山の枯れたイネ科雑草の株元（ススキやカヤの株元を探すと見つかることが多い）で過ごす。6月下旬頃から活発に活動し、走り穂が出ると本田へ移動する。穂の出ている田の少ない極早期のイネや遅い出穂のイネに被害が多くなる。

【被害】他の斑点米カメムシと違い、籾の基部（胚芽付近）を加害する。多くの籾を加害するため、加害された穂は直立穂となるため、収穫皆無となることもある。穂揃い期以降の加害は斑点米を生じる。

【対策】穂揃い期及びその後の7～10日後の薬剤防除。早朝または夕方の農薬散布が効果的である。2回目防除後も発生が見られる場合は3回目の追加防除をする。特に周囲よりも出穂の早いほ場、極端に遅いほ場は被害が大きくなることが多いので注意する。

イネカメムシ資料

兵庫県立農林水産技術総合センター病害虫部

イネカメムシ



成虫

幼虫

イネカメムシの被害の様子



不稔籾のため、直立した穂が目立つ

同時期の正常な穂

※籾は採りづらいです。

